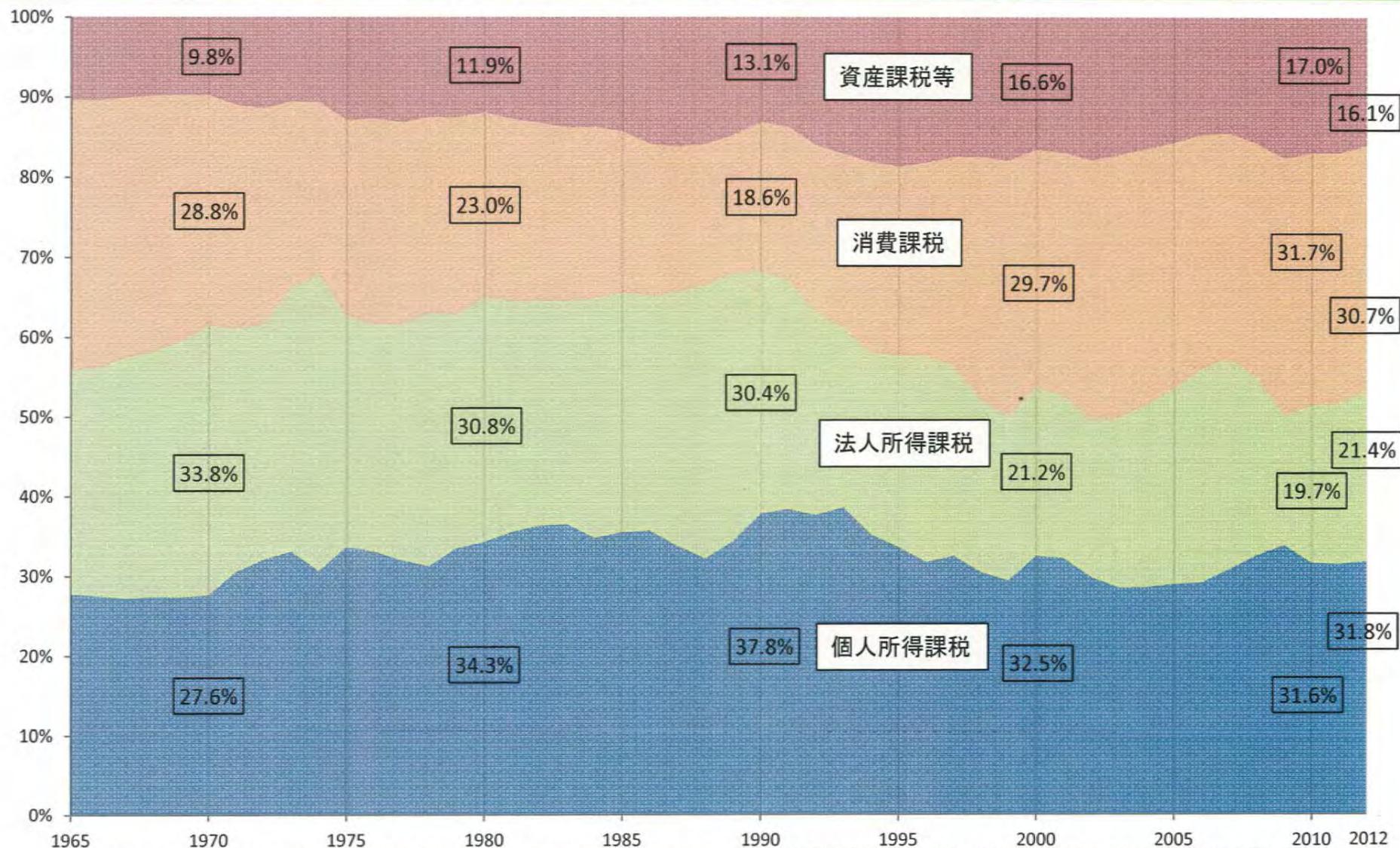
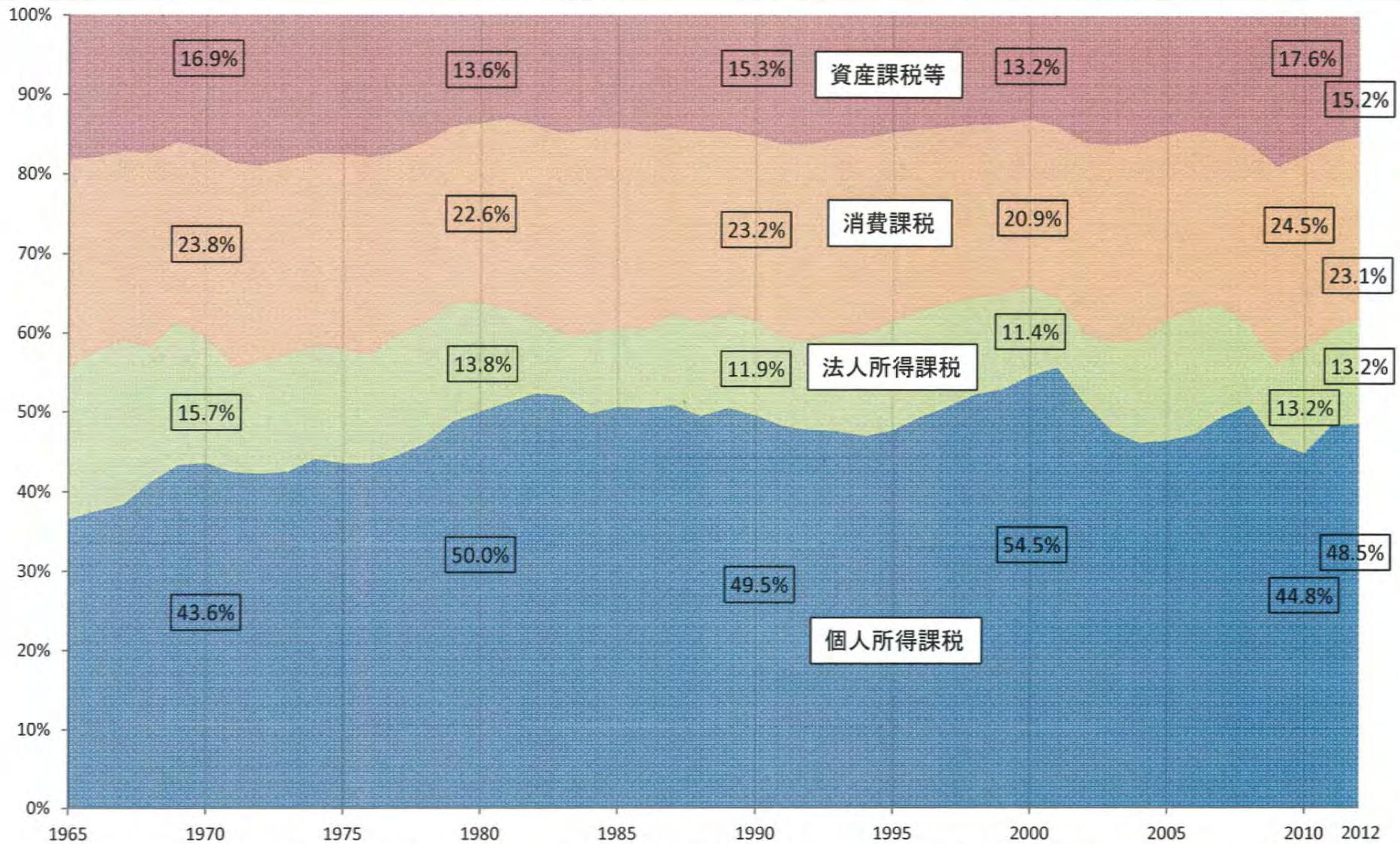


日本における所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)



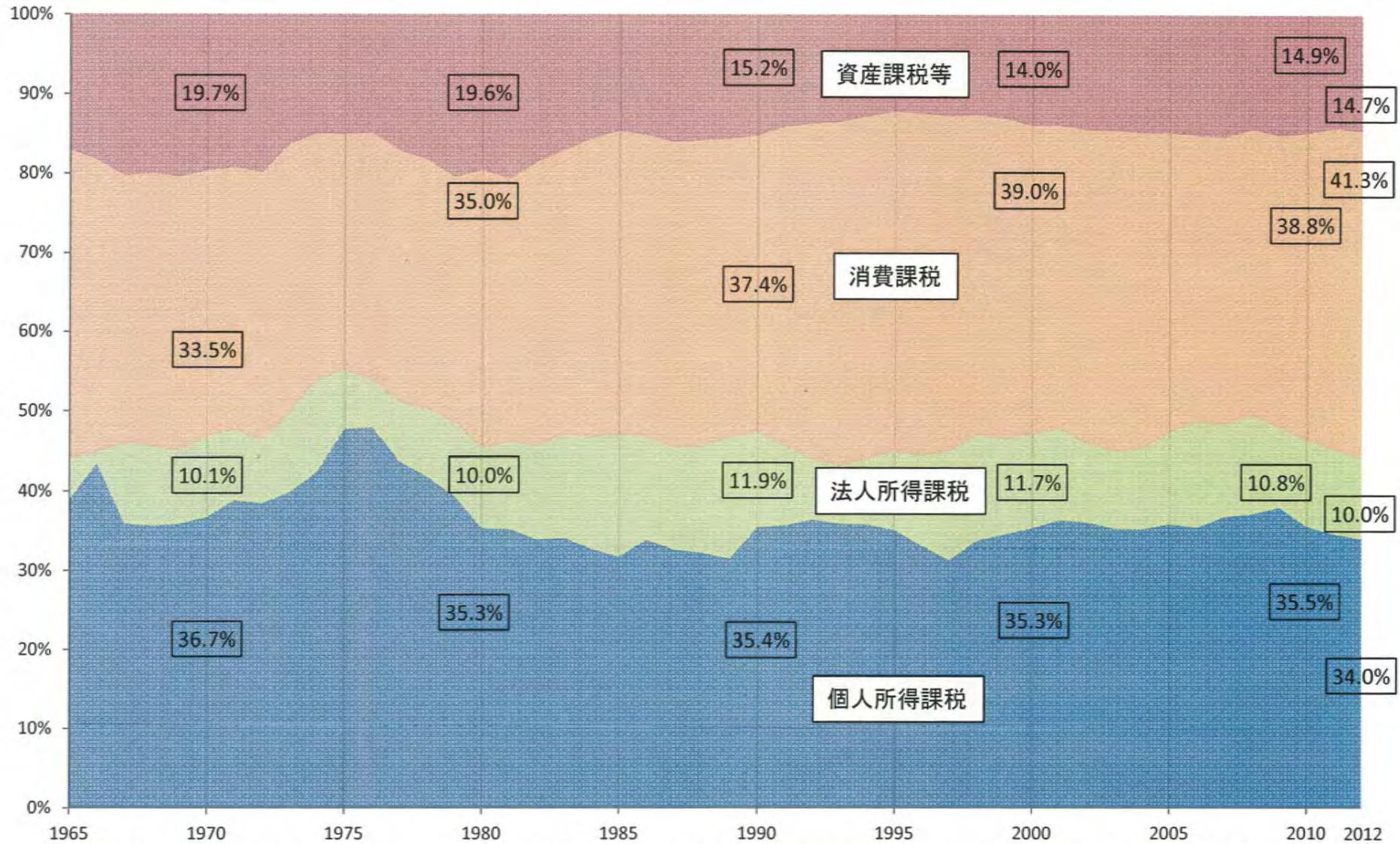
(注) 1. OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税収構成項目ごとの構成割合である。平成27年度(2015年度)予算における税収構成比は、個人所得課税:30.2%、法人所得課税:21.1%、消費課税:34.7%、資産課税等:14.0%となっている。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 2. 所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

アメリカにおける所得・消費・資産等の税收構成比の推移(国税+地方税)



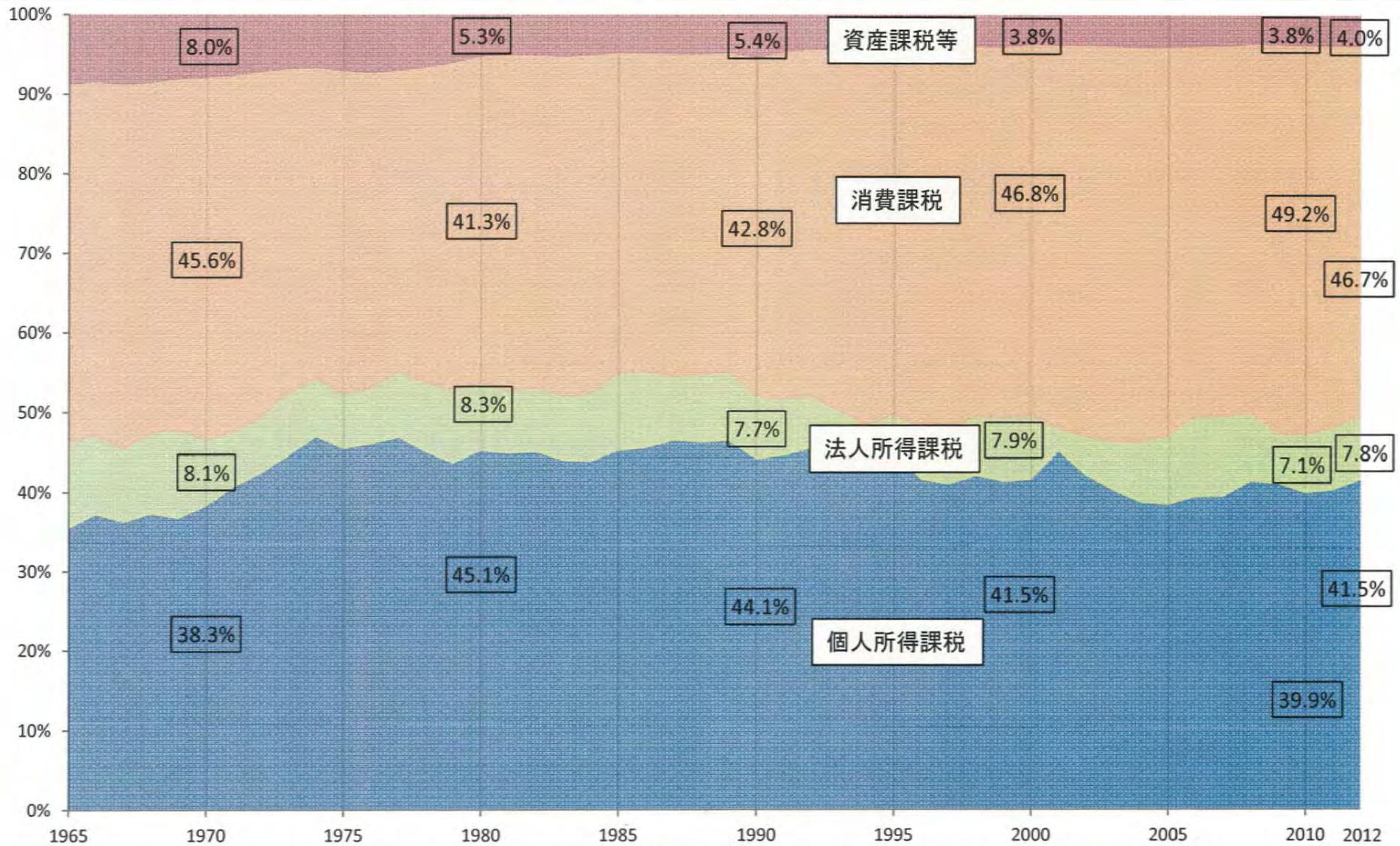
(注)OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税收構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

イギリスにおける所得・消費・資産等の税收構成比の推移(国税+地方税)



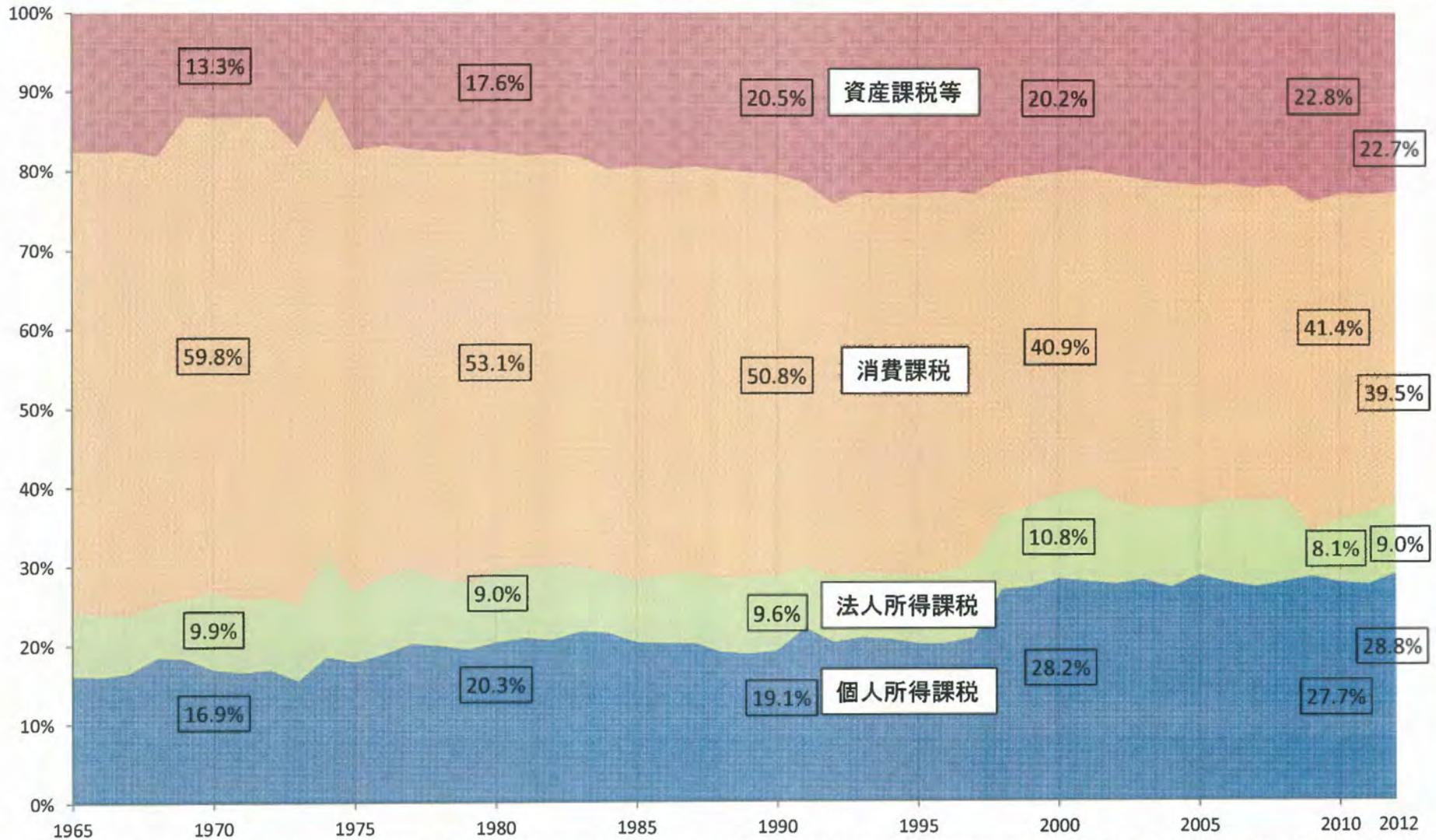
(注) OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税收構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

ドイツにおける所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)



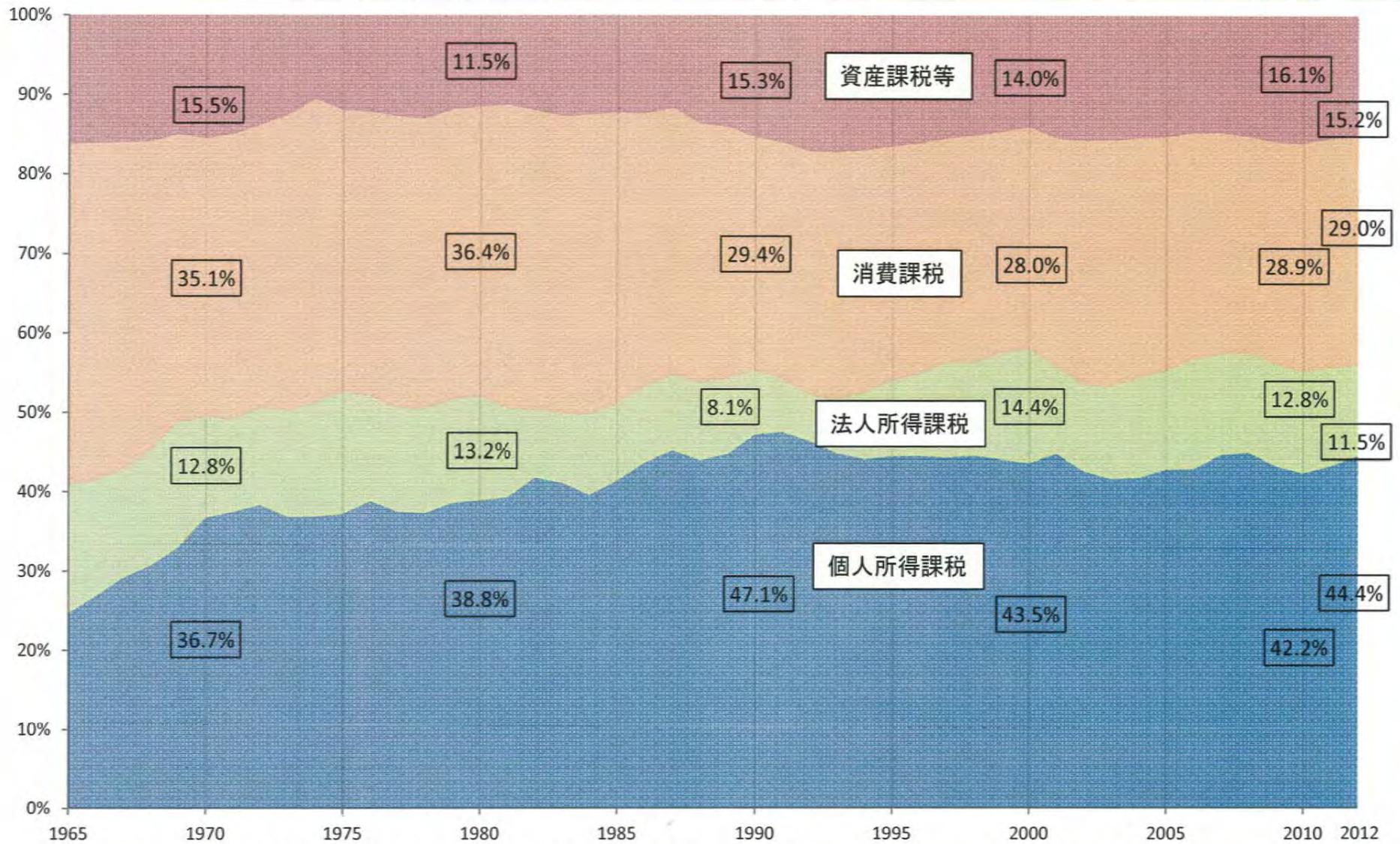
(注)OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税収構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

フランスにおける所得・消費・資産等の税收構成比の推移(国税+地方税)



(注)OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税收構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。

カナダにおける所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)



(注) OECD "Revenue Statistics 1965-2013"による。表中の数値は、1970年、1980年、1990年、2000年、2010年、2012年における税収構成項目ごとの構成割合である。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。なお、所得課税には資産性所得に対する課税も含む。